

## 成績評定考査基準

### 1. 評定表の考査基準

- (1) 地質調査業務、測量業務、単純調査、設計業務(調査・計画業務)、設計業務(概略・予備設計)、設計業務(詳細設計)  
 ※ (農林 調査・計画・設計業務及び建築設計業務等を除く。)

考査項目	細 目	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画
	実施状況の評価	執行管理
		品質管理
		業務特性
		創意工夫
	説明調整能力の評価	説明調整能力
取組姿勢	責任感、積極性・倫理観	
結果の評価	成果物の品質	

### (2) 工事監督支援業務

評 価 項 目	細 目	
プロセス評価	専門技術力	目的と内容の理解
		的確な履行
		業務目的の達成度
	管理技術力	業務実施体制の的確性
		打合せの理解度
		指揮系統の迅速性、確実性
	取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点

(3) 農林 調査・計画・設計業務

評 定 項 目	
専門技術力	提案力、改善力
	業務執行能力
	施工面の知識
	多様な視点
管理技術力	業務管理能力
	品質管理能力
	迅速性、弾力性
コミュニケーション力	説明力、協調性、プレゼンテーション
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観
成果物の品質	

(4) 建築設計業務等

項目	評価分類	評価項目
基礎 項目	業務の実施能力	業務実施体制
		管理技術者の能力（業務全体に関する評価）
		主任担当技術者の能力（担当分野に関する評価）
	業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価
		調整及び説明、対応の迅速性
		与条件の理解、業務への反映（設計提案）
業務目的の達成度	業務目的の達成度	
創意 工夫 項目	業務の実施状況	調整及び説明、対応の迅速性
		提案力、業務執行技術力
	業務目的の達成度	課題への対応

## 2. 主任監督（調査）員考査基準

### （1）考査方法

主任監督（調査）員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

### （2）評定点範囲

採点表（主任監督（調査）員用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

### （3）事故等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表一 1 を参考として－15点まで減点することができる。

別表一 1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止が 1ヶ月を越える
考査点	－3点	－5点	－10点	－15点

#### 【適応事例】

- ・ 入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 一括再委託、請負を行った。
- ・ 打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・ 当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・ 当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

### （4）契約不適合修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約書の契約不適合条項等に記された手続きに従い、契約不適合修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表一 2 を参考として－20点まで減点することができる。ただし、ここでいう契約不適合修補とは、軽微なミス of 修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評点が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

別表一 2 契約不適合修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	契約不適合修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により契約不適合修補又は損害賠償の実施
考 査 点	- 1 0 点	- 2 0 点

(5) 低入価格調査における虚偽説明等による減点

建設コンサルタント等の低入価格調査に係る要領等の定めにより、業務成績評定点を減点する場合は、当該業務の総合評定点に対して、別表一 3 を参考として - 1 0 点まで減点することができる。また、総合評点が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

別表一 3 低入価格調査における虚偽説明等が明らかになった場合の減点

区 分	調査対象者の故意又は重大な過失による虚偽説明等の場合
考 査 点	- 1 0 点

3. 監督（調査）員及び検査監考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない。）

4. 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務採点表を適用する。

ここで、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の3業務のうち、複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とするものとする。

- ・ 「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分のどれかが100万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- ・ 「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分の複数が100万円を超えるとき、もしくはどれもが100万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

これらの取扱いは、主任監督（調査）員及び検査監で統一するものとする。

5. 「単純調査業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これらについては「調査業務、計画業務」採点表を使用するものとする。

しかしながら、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等については、これを「単純調査業務」と定義し、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」採点表を用いて評定するものとする。

6. 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いや単純調査業務の選定は、主任監督（調査）員が決定する。

7. 技術者の評定について

(1) 地質調査業務、測量業務、単純調査、設計業務(調査・計画業務)、設計業務(概略・予備設計)、設計業務(詳細設計) ※(農林 調査・計画・設計業務、建築設計業務等を除く。)

各技術者の評定点は、業務に対する評定点のうち、以下の評価項目を抽出して8の重み付けを考慮して付加する。

考查項目		細 別	技術者評価		
			管理技術者 主任技術者	担当技術者 (注)	照査技術者
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と 執行計画	○	○	—
	実施状況 の評価	執行管理	○	○	—
		品質管理	○	○	○
		業務特性	○	○	—
		創意工夫	○	○	—
	説明調整 能力の評価	説明調整能力	○	○	—
	取組姿勢	責任感・積極性 ・倫理観	○	○	—
結果の評価	成果物の品質	○	○	○	

(注)担当技術者は、8人までとすることができる。

(2) 工事監督支援業務

技術者評定は、以下の評定項目について、採点表に基づきの重み付けを加味して行う。

評価項目			技術者評定	
			管理技術者	担当技術者
プロセス評価	専門技術力	目的と内容の理解	○	○
		的確な履行	○	○
		業務目的の達成度	○	○
	管理技術力	業務実施体制の的確性	○	—
		打合せの理解度	○	—
		指揮系統の迅速性・確実性	○	—
	取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	○	○

(3) 農林 調査・計画・設計業務

技術者評定は、以下の評定項目について、採点表に基づき8(2)の重み付けを加味して行う。

評 定 項 目		技術者評定	
		管理技術者	照査技術者
専門技術力	提案力、改善力	○	■
	業務執行能力	○	■
	施工面の知識	○	■
	多様な視点	○	■
管理技術力	業務管理能力	○	■
	品質管理能力	○	○
	迅速性、弾力性、	○	■
コミュニケーション力	説明力、協調性、プレゼンテーション	○	■
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	○	■
成果物の品質		○	○

(4) 建築設計業務等

技術者評定は、以下の評価項目に係る採点結果の合計値を35点満点に換算した値を65点(標準点)に加算して算出する。

評価項目	評価の視点	配点	技術者評定
			管理技術者
管理技術者の能力 (業務全体に関する評価)	業務の全体把握	0.5	○
	工程管理(全体)	0.5	○
	取組姿勢、責任感の強さ	0.5	○
	説明力(プレゼンテーション力)、協調性	0.5	○

## 8. 総合評定点について

- (1) 地質調査業務、測量業務、単純調査、設計業務(調査・計画業務)、設計業務(概略・予備設計)、設計業務(詳細設計) ※(農林 調査・計画・設計業務及び建築設計業務等を除く。)

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

考查項目		細 別	業務 評定	技術者評価		
				管理 主任	担当	照査
プロセス 評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	20.0	20.0	5.0	
	実施状況 の評価	執行管理	5.0	5.0	5.0	
		品質管理	20.0	20.0	30.0	50.0
		業務特性	10.0	10.0	12.5	
		創意工夫	4.0	4.0	4.0	
	説明調整 能力の評価	説明調整能力	6.0	6.0	6.0	
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	5.0	5.0	7.5		
結果の評価		成果物の品質	30.0	30.0	30.0	50.0
合計			100.0	100.0	100.0	100.0

- (2) 工事監督支援業務

評価項目		業務評定	技術者評定	
			管理	担当
プロセス 評価	専門 技術 力	目的と内容の理解	6	6
		的確な履行	36	36
		業務目的の達成度	18	18
	管理 技術 力	業務実施体制の的確性	12	12
		打合せの理解度	6	6
		指揮系統の迅速性、 確実性	14	14
	取組 姿勢	責任感、積極性 発注者側の視点	8	8
合計		100	100	68

(3) 農林 調査・計画・設計業務

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評定項目ごとに以下の重み付けを行う。

評価項目		調査業務、計画業務			設計業務		
		業務評定	技術者評定		業務評定	技術者評定	
			管理	照査		管理	照査
専門技術力	提案力、改善力	5 (11.1%)	5 (11.1%)		5 (8.8%)	5 (8.8%)	
	業務執行能力	5 (11.1%)	5 (11.1%)		5 (8.8%)	5 (8.8%)	
	施工面の知識				2 (3.5%)	2 (3.5%)	
	多様な視点	5 (11.1%)	5 (11.1%)		10 (17.5%)	10 (17.5%)	
管理技術力	業務管理能力	2 (4.4%)	2 (4.4%)		2 (3.5%)	2 (3.5%)	
	品質管理能力	5 (11.1%)	5 (11.1%)	1 (50.0%)	10 (17.5%)	10 (17.5%)	1 (50.0%)
	迅速性、弾力性、	1 (2.2%)	1 (2.2%)		1 (1.8%)	1 (1.8%)	
コミュニケーション能力	1 (2.2%)	1 (2.2%)		1 (1.8%)	1 (1.8%)		
取組姿勢	1 (2.2%)	1 (2.2%)		1 (1.8%)	1 (1.8%)		
成果物の品質		20 (44.4%)	20 (44.4%)	1 (50.0%)	20 (35.1%)	20 (35.1%)	1 (50.0%)
合計		45 (100%)	45 (100%)	2 (100%)	57 (100%)	57 (100%)	2 (100%)

(4) 建築設計業務等

評定点は、評価項目ごとに次表に掲げる評価の視点及び配点に基づき行った採点の結果から算出するものとし、算出方法は、次に掲げるところによる。

①基礎点

評価項目のうち、基礎項目に係る採点結果の合計値を 35 点満点に換算した値を65点(標準点)に加算して算出する。

②総合点

評価項目のうち、基礎項目及び創意工夫項目に係る採点結果の合計値を 35 点満点に換算した値を65点(標準点)に加算して算出する。ただし、創意工夫の余地の小さい業務については創意工夫項目を算入しない。



項目	評価分類	評価項目	評価の視点	配点
基礎 項目	業務の実施能力	業務実施体制	実施体制	1
		管理技術者の能力 (業務全体に関する評価)	業務の全体把握	0.5
			工程管理 (全体)	0.5
			取組み姿勢、責任感の強さ	0.5
			説明力(プレゼンテーション力)、協調性	0.5
		主任担当技術者の能力 (担当分野に関する評価)	他分野との調整	0.5
			工程管理	0.5
			取組み姿勢、責任感の強さ	0.5
	説明力(プレゼンテーション力)、協調性		0.5	
	業務の実施状況	業務履行中の説明資料(途中 成果物)に関する評価	記載の程度	2
			途中成果物の内容	2
		調整及び説明、対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	1
			指示、協議事項への対応	1
		与条件の理解、業務への反映 (設計提案)	与条件の理解、円滑な業務遂行、 技術的検討	1.5
			仕様書、基準類の理解	1.5
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	施工に関する一般的な知識 (診断業務では評価しない)	1
			記載の程度	8
			成果物の内容 (積算業務、診断業務では評価しない)	8
		資料等の整理、指示、協議事項への 対応	4	
合計			35	

※積算業務、診断業務を単独で発注する場合は、合計が異なる。

創意 工夫 項目	業務の実施状況	調整及び説明、対応の迅速性	設計提案等の説明(プレゼンテーション 力)	1
		提案力、業務執行技術力	創意工夫、積極的な提案	1.5
			専門的な知識、法令等の理解、特 定行政庁等との調整	1.5
	業務目的の達成度	課題への対応	物理的条件、社会的条件	4
			要望、コスト	4
合計			12	

9. 業務評価項目(建築設計等を除く)  
 (1) 農林(調査・計画・設計業務)、建築設計業務を除く

評価項目		評価の視点	(1)調査業務、計画業務				(2)設計業務(建築設計等を除く)					
			調査員	主任調査員	検査監	評定点	調査員	主任調査員	検査監	評定点		
プロセス評価	専門技術力	提案力、改善力	業務着手段階における業務特性等の考慮	○ ※1				○ ※1				
			業務遂行段階における提案	○ ※1				○ ※1				
			業務遂行上必要となる課題の提案	○ ※1				○ ※1				
			業務内容等改善の提案	○ ※1				○ ※1				
		小計	①100点満点			⑦	①100点満点			⑦	⑦=①×10/10	
	業務執行技術力	目的と内容の理解	○				○					
		必要情報の把握	○				○					
		作業(業務)項目、作業(業務)手法	○	○	○	⑦=①×1/10	○	○	○	⑦=①×1/10		
		打ち合わせ資料の内容(減点評価)	○ ※2			+③×5/10	○ ※2			+③×5/10		
	十分な技術力	○			+⑤×4/10	○			+⑤×4/10			
	小計	①100点満点	③100点満点	⑤100点満点	⑦	①100点満点	③100点満点	⑤100点満点	⑦			
	施工時への配慮 (設計時評価、 設計業務を対象に 評定する。 イ、ロのいずれか を選択する。)	イ.『概略設計、 予備設計』 の場合	施工に関する一般的な知識									
			施工条件等の把握									
		小計					△			⑦=①×10/10		
		ロ.『詳細設計』 の場合	施工に関する一般的な知識									
施工条件等の把握												
小計						△			⑦=①×10/10			
コスト把握能力 (設計業務を対象に評定する。)	コスト把握能力											
	小計						△			⑦=①×10/10		
管理技術力	工程管理能力	実施手順、工程計画	○ ※2				○ ※2					
		実施体制	○ ※2				○ ※2					
		打合せ内容の理解、記録	○ ※2				○ ※2					
		工程管理	○ ※2				○ ※2					
	小計	①100点満点			⑦=	①×10/10			⑦=	①×10/10		
	品質管理能力	ミス防止の実施	○ ※1				○ ※1					
		小計	①100点満点			⑦	①100点満点			⑦		
	迅速性、弾力性、調整能力	当初計画の変更	○ ※1				○ ※1					
		関連事業者間の調整	○ ※1				○ ※1					
		地元住民との合意形成	○ ※1				○ ※1					
小計		①100点満点			⑦=	①×10/10			⑦=	①×10/10		
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション、協調性	理解しやすい説明・プレゼンテーション(資料)	○			○						
	理解しやすい説明・プレゼンテーション(対応)	○			①×1/10	○			①×1/10			
	説明を補う努力	○		○	+⑤×9/10	○		○	+⑤×9/10			
	円滑な業務遂行への努力	○ ※1				○ ※1						
小計	①100点満点		⑤100点満点	⑦	①100点満点		⑤100点満点	⑦				
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観、環境	責任感、積極性	○			⑦=①×1/10			⑦=①×1/10			
		責任感、積極性、倫理観、環境		○		+③×9/10		○	+③×9/10			
		小計	①100点満点	③100点満点		⑦	①100点満点	③100点満点		⑦		
結果評価	成果品の品質	目的の達成度	○			⑦=			⑦=			
		的確なとりまとめ	○			①×1/10			①×1/10			
		ミスの有無	○			+⑤×9/10			+⑤×9/10			
		小計	①100点満点		⑤100点満点	⑦	①100点満点		⑤100点満点	⑦		
⑩=⑦の評価点の加重平均点は(注3)												
業務執行にかかる過失に伴う減点		⑪業務執行上の過失										
		⑫守秘性に伴う過失										
		⑬小計										
⑭事故等に夜減点(業務遂行段階を対象とする)												
⑮成果品に受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、設計図書に記された手続きに従い、 修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)												
⑯その他の減点(低入札価格調査における虚偽説明等による減点等)												
⑰総合評定点=⑩+⑬+⑭+⑮+⑯												

注) 1. 各評価項目の「⑦業務評定」は、少数第一位までとする。  
 2. 「⑦の評定点の加重平均点」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

■ は、評定対象外。  
 ○ は、必須評定項目。  
 △ は、選択評定項目。